

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 復興特別税への対応

1. 復興特別税の概要

2011年12月公布の復興財源確保法により復興特別所得税・復興特別法人税が創設されました。

税目	復興特別所得税		復興特別法人税
	(申告所得税)	(源泉所得税)	
対象期間	2013年から2037年まで(25年間)		2012年4月1日から2015年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から3年間
税額	基準所得税額×2.1%	源泉所得税率×102.1%の合計税率で徴収	法人税額(留保金課税・所得税額控除・外国税額控除等適用前)×10%
手続き等	所得税と併せて確定申告	所得税との合計額で年末調整、支払調書等に記載	法人税確定申告時に、復興特別法人税申告書提出

2. 法人側で必要となる主な処理

(1) 源泉徴収事務

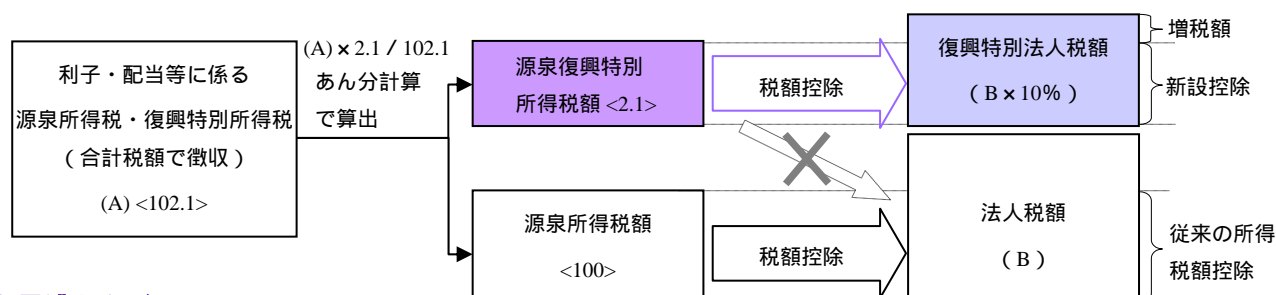
2013年1月以後生じた所得の源泉徴収は、復興特別所得税を勘案した合計税率で行います。

主な所得の種類	源泉税率		主な所得の種類	源泉税率	
	2013.1.1以後	2012.12.31以前		2013.1.1以後	2012.12.31以前
給与所得	復興特別所得税を勘案した新税額表	現行税額表	配当・みなし配当	20.42% (上場株式7.147%)	20% (上場株式7%)
報酬・料金等	10.21% (100万円超部分20.42%)等	10% (100万円超部分20%)等	非居住者等所得	20.42%等	20%等

租税条約の規定により、国内法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合は、復興特別所得税は課されません。

(2) 法人税申告時の所得税額控除

国内法人が課された利子・配当等に係る復興特別所得税額は、申告時に、復興特別法人税の額から控除することができます。(控除しきれなかった復興特別所得税額は還付されません。)



お見逃しなく！

源泉税率の変更に伴い、源泉徴収後の手取額で報酬等の額を決定している場合には、グロスアップ計算の変更が必要となります。

(事例) 変更前：原稿料 333,333 円 (源泉徴収税額 33,333 円、手取金額 300,000 円)

変更後：原稿料 334,112 円 (源泉徴収税額 34,112 円、手取金額 300,000 円)

$300,000 \text{ 円} \div (100\% - 10.21\%) = 334,112 \text{ 円}$ $334,112 \text{ 円} \times 10.21\% = 34,112 \text{ 円}$